

外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為についての一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について（平成4年12月21日付け4貿局第492号）

改 正 後				現 行			
(略) 1～3 (略)				(略) 1～3 (略)			
別紙1 外為令別表（貨物等省令を含む。）中解釈を要する語				別紙1 外為令別表（貨物等省令を含む。）中解釈を要する語			
外為令別表の項	外為令別表中解釈を要する語	解 釈		外為令別表の項	外為令別表中解釈を要する語	解 釈	
1～5	(略)	(略)		1～5	(略)	(略)	
6	(略)	(略)		6	(略)	(略)	
	貨物等省令第18条第1項第一号に掲げる技術のうち、貨物等省令第5条第二号ロ（三）若しくは貨物等省令第18条第1項第一号イ若しくはロに該当するものの設計又は製造に必要な技	以下のいずれかに該当する貨物の設計、製造に係る技術（プログラムを除く。） イ (略) ロ フライス削りを行うことができる工作機械であって、次のいずれかに該当するもの（貨物等省令第5条第二号ロ（四）に該当するものを除く			貨物等省令第18条第1項第一号に掲げる技術のうち、貨物等省令第5条第二号ロ（三）若しくは貨物等省令第18条第1項第一号イ若しくはロに該当するものの設計又は製造に必要な技	以下のいずれかに該当する貨物の設計、製造に係る技術（プログラムを除く。） イ (略) ロ フライス削りを行うことができる工作機械であって、次のいずれかに該当するもの（貨物等省令第5条第二号ロ（四）に該	

<p>術（プログラムを除く。） 及び貨物等省令第18条第1項第二号に掲げる技術（プログラムを除く。）</p>		<p>。） （一）（略） （二）<u>輪郭制御</u>を することができ る軸数が5以上 のものであつて、 次のいずれにも該 当しないもの。 （貨物等省令第5 条第二号ロ（二）4 に該当するものを 除く。） 1～3（略） ） （三）ジグ中ぐり 盤であつて、直線 軸の位置決め精度 に係る申告値が0. 003ミリメートル を超えるもの</p> <p>ハ（略） 注：（省略）</p>
(略)	(略)	
<p>貨物等省令第18条第3項第一号中のプログラム</p>		<p>次のいずれかに該当するものを除く。 イ <u>貨物等省令第5条</u>に該当しない貨</p>

<p>術（プログラムを除く。） 及び貨物等省令第18条第1項第二号に掲げる技術（プログラムを除く。）</p>		<p>。） （一）（略） （二）<u>輪郭制御</u>す ることができ る軸数が5以上 のものであつて、 次のいずれにも該 当しないもの。 （貨物等省令第5 条第二号ロ（二）4 に該当するものを 除く。） 1～3（略） ） （三）ジグ中ぐり 盤であつて、<u>い ずれか一軸以上 の直線軸</u>の位置 決め精度に係る申 告値が0.003ミ リメートルを超える もの</p> <p>ハ（略） 注：（省略）</p>
(略)	(略)	
<p>貨物等省令第18条第3項第一号中のプログラム</p>		<p>次のいずれかに該当するものを除く。 イ <u>貨物等省令第5条</u>第二号、第三号</p>

		物の操作のために特別に設計され、又は変更されたもの
		ロ <u>貨物等省令第5条に該当しない貨物とともに輸出され、かつ、当該貨物の操作のために必要最小限のもの</u>
	(略)	(略)
	拡散接合	少なくとも2つ以上の互いに離れている金属を、 <u>それぞれの金属の原子同士が接合界面を超えて相互に拡散する現象を利用して固相状態で接合し、接合された最も弱い金属材料の強度に等しい接合強度になるように一体化させることをいう。</u>
	(略)	(略)
7	(略)	(略)
8	(略)	(略)
	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>

		又は第五号までのいずれにも該当しない工作機械の操作のために特別に設計され、又は変更されたもの
		ロ <u>貨物等省令第5条第二号、第三号又は第五号までのいずれにも該当しない工作機械とともに輸出され、かつ、当該工作機械の操作のために必要最小限のもの</u>
	(略)	(略)
	拡散接合	少なくとも2つ以上の互いに離れている金属を、最も弱い材料の強度に等しい強さの接合強度に固相分子接合で一体化させることをいう。
	(略)	(略)
7	(略)	(略)
8	(略)	(略)
	<u>貨物等省令第20条第1項中のプログラ</u>	<u>貨物等省令第7条第三号ハのみに該当するデジタル電子計算</u>

加重最高性能	(略)	
<u>侵入プログラム</u>	<p><u>電子計算機又は電気通信回線に接続する機能を有する機器の監視ツールによる検出を回避し、又は防御手段を無効化するように設計又は改造されたプログラムであって、次のいずれかの操作を実行するものをいう。</u></p> <p><u>イ 電子計算機又は電気通信回線に接続する機能を有する機器からデータ又は情報の抽出を行うこと、若しくはシステムや利用者のデータを変更すること</u></p> <p><u>ロ 外部からの命令の実行を可能とするために、プログラム又はプロセスの標準的な実行パスを改造すること</u></p> <p><u>注1：電気通信回線に接続する機能を有する機器には、モバイル機器、スマートメータを含む。</u></p>	

<u>ム</u>	<p><u>機が実行できる形式のものうち、輸出令別表第1の1から15までの項の中欄に該当しない貨物のために特別に設計されたプログラムであって、同表の1から15までの項の中欄に該当するデジタル電子計算機で実行させることを目的としないものを含まない。</u></p>	
加重最高性能	(略)	
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	

注2：監視ツールとは、装置のシステム動作又はプロセスを監視するプログラム又は装置をいう。これには、アンチウイルス（AV）製品、エンドポイントセキュリティ製品、パーソナルセキュリティ製品（PSP）、侵入検知システム（IDS）、侵入防止システム（IPS）又はファイヤーウォールを含む。

注3：防御手段とは、データ実行防止（DEP）、アドレス空間配置のランダム化（ASLR）、サンドボックス等のコード実行の安全性を保証するために設計された技術をいう。

ハイパーバイザー、デバッガー、ソフトウェアリバーシエンジニアリング（SRE）ツール、デジタル著作権管理（DRM）システムのプログラム、資産の追跡又は回復のために製造者、管理者又は利用者によってインストールされるように設計されたプログラムを除く。

貨物等省令第

情報システムのセ

(新設)

(新設)

	<u>20条第2項第六号中のプログラム及び技術並びに同項第七号中の技術</u>		<u>セキュリティの維持を目的とするものであって、サイバー攻撃に関する情報の収集、調査、解析、対策、防御又は予防のためのものを除く。</u>			
	(略)		(略)		(略)	(略)
9	(略)		(略)		9	(略)
	貨物等省令第21条第1項第七号、第八号の二、第九号、第十号、第十五号又は第十七号の規定中のプログラム		次のイ又はロのいずれかに該当するものを除く（該当することがプログラムの供給者、販売者又は提供者によって書面により確認できるものに限る。）。 イ プログラムであって、次の（一）から（三）までの全てに該当するもの （一） 購入に際して何らの制限を受けず、店頭において又は郵便、信書便事業者（民間事業者		貨物等省令第21条第1項第七号、第八号の二、第九号、第十号、第十五号又は第十七号の規定中のプログラム	次のイからハまでの全てに該当するものを除く（該当することがプログラムの供給者、販売者又は提供者によって書面により確認できるものに限る。）。 イ 購入に際して何らの制限を受けず、店頭において又は郵便、信書便事業者（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第

による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者をいう。）による同条第2項に規定する信書便若しくは電気通信の送信による注文により、販売店の在庫から販売されるもの又は使用者に対し何らの制限なく無償で提供されるもの

(二) 当該プログラムの有する暗号機能が当該プログラムを

9項に規定する特定信書便事業者をいう。）による同条第2項に規定する信書便若しくは電気通信の送信による注文により、販売店の在庫から販売されるもの又は使用者に対し何らの制限なく無償で提供されるもの

ロ 当該プログラムの有する暗号機能が当該プログラムを使用する者によって変

使用する者  
によって変  
更できない  
もの

(三) 当該プロ  
グラムの有  
する暗号機  
能の使用に  
際して当該  
プログラ  
ムの供給者又  
は販売店の  
技術支援が  
不要である  
ように設計  
されている  
もの

ロ 貨物等省令第  
8条第九号タ（  
一）に該当する  
貨物のために設  
計したプログラ  
ムであって、同  
号タに該当する  
部分品の実行形  
式のもの（ファ  
ームウェアをい  
う。装置の上で  
動作するプログ  
ラムのみで機能  
完結したものを  
除く。）のうち  
、次の（一）か  
ら（三）までの  
全てに該当する

更できないもの

ハ 当該プログラ  
ムの有する暗号  
機能の使用に際  
して当該プログ  
ラムの供給者又  
は販売店の技術  
支援が不要であ  
るように設計さ  
れているもの



		<u>もの</u> (一) <u>情報システムのセキュリティ管理が当該プログラムの主たる機能ではないもの</u> (二) <u>貨物等省令第8条第九号タ(一)に該当する貨物の有する暗号機能を変更せず、当該貨物に新しい暗号機能を追加しないもの</u> (三) <u>当該プログラムの機能が固定されており、特定の使用者の仕様のために設計又は改造されていないもの</u>		
(略)	(略)		(略)	(略)
周波数ホッピ	(略)		周波数ホッピ	(略)

	ング		
	<u>貨物等省令第21条第3項第一号から第八号中のピーク飽和出力値</u>	<u>製品データシート中に参照されている出力、飽和出力、最大出力、ピーク出力又はピーク包絡線出力ともいう。</u>	
	(略)	(略)	
10	(略)	(略)	
11	(略)	(略)	
	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	
	<u>貨物等省令第23条第1項第一号中の技術</u>	<u>貨物等省令第10条第五号イに該当する貨物のために用いられる暗号鍵の管理技術を含む</u>	
	貨物等省令第23条第3項	(略)	

	ング		
	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	
	(略)	(略)	
10	(略)	(略)	
11	(略)	(略)	
	<u>エキスパートシステム</u>	<u>個別にプログラムを蓄積しているデータにルールを適用することによって得られる解を備えたシステムであって、次のいずれかの機能を有するものをいう。</u> <u>ア 使用者が入力したソースコードの自動修正</u> <u>イ 自然に近い言語で記述された問題に関する知識の提供</u> <u>ウ ア又はイの開発に必要な知識の獲得</u>	
	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	
	貨物等省令第23条第3項	(略)	

第一号中のプログラム（ソースコードのものに限る。）	
(略)	(略)
貨物等省令第23条第3項第三号イからニまでのいずれかに該当する技術	(略)
貨物等省令第23条第3項第三号ロ中のアルゴリズム	(略)
貨物等省令第23条第3項第三号ハ中のアルゴリズム	(略)
貨物等省令第23条第3項第三号ニ中の技術	(略)
(略)	(略)
<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>

第二号中のプログラム（ソースコードのものに限る。）	
(略)	(略)
貨物等省令第23条第3項第五号イからへまでのいずれかに該当する技術	(略)
貨物等省令第23条第3項第五号ハ中のアルゴリズム	(略)
貨物等省令第23条第3項第五号ニ中のアルゴリズム	(略)
貨物等省令第23条第3項第五号ホ中の技術	(略)
(略)	(略)
<u>フルオーソリ ティデジタル エンジン制御</u>	<u>航空機用ガスタービンエンジンのためのデジタル電子制御装置であって、エンジンの始動から停止までの間（エン</u>

	(略)	(略)
1 2	(略)	(略)
1 3	(略)	(略)
	フルオーソリ ティデジタル エンジン制御 するための装 置	<u>航空機用ガスタービンエンジンのため のデジタル電子制御装置であって、エ ンジンの始動から停止までの間（エン ジンが正常に稼働しているか、故障し ているかを問わない。）</u> 、本装置の全 作動域にあるエンジンを自律的に制御 することができるものをいう。
	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>
	(略)	(略)
1 4 ~ 1 6	(略)	(略)

別紙 1 - 2 ~ 別紙 4 (略)

参考様式 1 ~ 4 (略)

	<u>するための装 置</u>	<u>ジンが正常に稼働しているか、故障し ているかを問わない。）</u> 、本装置の全 作動域にあるエンジンを自律的に制御 することができるものをいう。
	(略)	(略)
1 2	(略)	(略)
1 3	(略)	(略)
	フルオーソリ ティデジタル エンジン制御 するための装 置	<u>1 1 の「フルオーソリティーデジタル エンジン制御するための装置」の解釈 に同じ。</u>
	<u>レーザー</u>	<u>輻射の誘導放出による光増幅を利用し て空間的及び時間的にコヒーレントな 光を発生させるものをいう。</u>
	(略)	(略)
1 4 ~ 1 6	(略)	(略)

別紙 1 - 2 ~ 別紙 4 (略)

参考様式 1 ~ 4 (略)